

遅延理由書

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第
12条第1項(同条第6項に準用する場合を含む。)の規定により
診断後、直ちに保健所長あてに届出(検査結果の報告)をしな
ければならないところ のため、今日
まで遅延いたしました。

今後注意いたしますので、よろしく申し上げます。

年 月 日

従事する病院・診療所の名称

医師の氏名

足立保健所長 様